**動物の虐待・遺棄等について**

近年、猫をはじめとする、様々な動物虐待や殺傷事件が発生しており、千葉県内においても動物虐待事例が後を絶たない状況です。

つきましては、皆さまへは下記の事項に留意し、動物愛護の推進について努めていただきますようよろしくお願いします。

・愛護動物を虐待・遺棄（子猫を公園等に放置するなど）と最大で１年の懲役または１００万円の罰金が科せられ、殺傷すると、最大で５年の懲役または５００万円の罰金が科せられます。

・動物の虐待・遺棄を見かけたら最寄りの保健所、動物愛護センターまたは警察にご相談ください。

※愛護動物とは、動物の愛護及び管理に関する法律第４４条において、牛、馬、豚、羊、ヤギ、犬、猫、ウサギ、鶏、鳩及びアヒルの他、ペットなど飼育している哺乳類、鳥類及びは虫類が定められています。

飼い主のいない猫について

町内に見られる野良猫は、飼い主に捨てられてしまった猫、放し飼いで外に出て迷子になって家に帰れなくなった猫が大半です。人に捨てられたり、家に帰れなくなった猫が外で暮らしています。飼い主としての責任を全うしましょう。

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人動物基金が不妊手術・ワクチン・ノミ除去薬の費用を負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行っています。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲・Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）を実施することで繁殖を防止し、「地域の猫」、「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。

町は、公益財団法人動物基金が手術費等を負担する「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等にチケットを交付し、TNR事業を行っております。

問い合わせ先　長柄町役場　建設環境課　生活環境係

☎０４７５－３５－２１１４